

# 令和4年度 事業計画

福岡県の生衛業界の振興・発展に資することを目的に、経営・融資の相談等を中心に、次の事業を実施する。

## I 生活衛生営業指導事業

### 1 相談指導事業

生活衛生関係営業者に対し、経営指導員、経営特別相談員、税理士、弁護士等による相談・指導を行うことにより、衛生水準の向上、消費者の権利の擁護とサービスの改善等を図り、生活衛生関係営業者の経営の健全化を目指す。

#### (1) 相談室運営事業

事務所内に相談室を常設し、経営指導員が生衛業者や新規創業計画者画者に対し、経営・金融・税務・衛生・後継者対策等に関する相談・指導を行うとともに、各種相談窓口の紹介や施策の案内等の情報発信を行う。また、利用者等からの苦情相談を電話等で受け付け対応する。

#### (2) 税務相談等事業

生衛業者が税制全般について理解を深め、税務事務を適正・円滑に行えるようにするため、税理士及び経営指導員、経営特別相談員による税制改正等の講習会や税務相談・指導を行う。

また、生衛業者の経営、雇用、契約等に関する法律上の諸問題に対する弁護士等による法律相談・指導を行う。

#### (3) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

小規模事業者が経営改善のため、日本政策金融公庫の生活衛生関係営業者向けの融資制度を利用するにあたって、必要な助言を行うとともに、指導にあたる経営特別相談員の資質向上を目的として研修会を開催する。

#### (4) 地区生活衛生営業相談指導事業

県下8地区、30会場に移動相談室を設け、経営指導員及び経営特別相談員が、生衛業者に対する相談・指導を行う。

#### (5) 経営指導員巡回指導事業

経営指導員が、県内各地の生衛業者や生活衛生同業組合等を巡回し、衛生水準の向上、金融、税務及び苦情対応等の相談・指導を行う。

## 2 情報化整備事業

生衛業に関する情報の収集・分析業務を行い、併せて消費者及び生衛事業者に必要な情報をホームページに掲載する。

### 【ホームページに掲載する主な内容】

- ① 相談事業等センターが実施する事業の紹介・広報
- ② 生衛業に関する国等の施策の情報提供
- ③ ホームページ上での消費者からの相談・苦情等の受付、対応
- ④ 緊急情報の掲載(国・県とリンク)

## 3 後継者育成支援事業

生衛業における経営上の大きな問題となっている後継者不足について、インターンシップを実施し、若年者の勤労観、職業観の育成に資するとともに生衛業に対する興味、理解を深める。また、経営効率化等の問題解決のため講習等の取組を行うことにより、後継者の課題の緩和を図る。

### ① インターンシップ

14生衛組合及び学校との連携により、学生等を対象に出前授業や就業体験事業を実施する。

また、インターンシップ受講者にアンケート調査を実施する。

### ② 講習会

事業の積極的な展開や活性化を促すとともに、生衛業の経営の効率化等を図るため、後継者等を対象とした講習会を実施する。

## II 日本政策金融公庫融資に係る推薦書交付事業

日本政策金融公庫が行う生活衛生資金貸付に係る推薦書の交付事務を県から委託を受けて実施するとともに、併せて、金融、経営、衛生水準の向上等生活衛生営業に関する相談・指導を行う。

## III 標準営業約款登録推進事業

標準営業約款(Sマーク)の登録の促進と消費者に対する広報活動を行い制度の円滑な運営を図る。

- ① 対象業種 理容業、美容業、クリーニング業、一般飲食業、めん類飲食業
- ② 新規及び再登録手続き 2月、8月
- ③ 担当事務職員研修会の開催 1回(5月)
- ④ 標準営業約款普及登録促進月間の実施 11月  
全国センター・県センター作成のチラシ等の配布

#### IV 調査委託事業

##### 1 生衛業景気動向等調査

生衛業界の景気動向、設備投資動向等を定期的に把握するとともに、生衛業者の景況感や地域事情等の定期的な把握に努め、日本政策金融公庫の情報提供及び業務運営に資することを目的に実施する。

(日本政策金融公庫からの委託事業)

##### 2 生衛業経営状況調査

生衛業における月次の経営状況を定期的に把握し情報提供することにより、個々の生衛業者が経営を行う判断材料として、また、生衛業に関する今後の施策の検討材料として活用し、生衛業の振興及び経営の安定化を図ることを目的に実施する。

(厚生労働省からの委託事業)

#### V クリーニング師等研修事業

クリーニング業法に基づき、クリーニング師等の資質の向上を図るため、クリーニング師研修会及びクリーニング業務従事者講習会を実施する。

##### ① クリーニング師研修

研修会(座学形式) 1回実施(福岡市内)

研修会を受講できない者を対象に第2型(通信制)研修を実施する。

##### ② クリーニング業務従事者講習会

講習会(座学形式) 1回実施(福岡市内)

講習会を受講できない者を対象に第2型(通信制)講習を実施する。

#### VI 生活衛生営業振興事業

##### 1 指導センター事業

##### ① 生衛業振興研修会等の開催

営業者、従事者等の資質の向上を目的にセミナー等を開催する。

##### ② 分野調整事業

大企業等の進出に伴う紛争について、当事者間の自主的解決の促進を図るため、地域の営業者の事業活動等の状況について情報収集を行う事業活動調整員を配置するとともに、紛争に関する相談指導や調査を行う分野調整事業協議会を開催する。

【分野調整事業協議会】〔任期:令和元年12月1日～令和4年11月30日〕

区 分	所 属 名	役職名	氏 名
学 識 経 験 者	福岡県生活衛生営業指導センター	理 事	◎田代強一
	福岡県中小企業団体中央会	専務理事	吉岡秀樹
	福岡商工会議所	経営相談部長	西岡潤史
営 業 者 代 表	福岡県飲食業生活衛生同業組合	理事長	竹野 孔
	福岡県理容生活衛生同業組合	理事長	小副川 浩二
消 費 者 代 表	日本労働組合総連合会福岡県連合会	総務局長	桑原忠志
	福岡県地域婦人会連絡協議会	会 長	木下幸子
事 業 活 動 調 整 員	福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合	顧 問	太田信幸
	福岡県クリーニング生活衛生同業組合	理事長	桑原義行

◎ 委員長

## 2 各生活衛生同業組合事業の支援

生活衛生関係営業者は、収益力の低い中小企業であることが多いことから、新規事業の開拓、雇用管理の改善、営業者・従事者の専門技術の向上、後継者の育成などの課題の克服に向けて取り組む生活衛生同業組合の事業を支援する。